

一般質問 宮本亮二

熊本地震で被災された皆様に、衷心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様への復興共済金・復興共済見舞金の給付査定が迅速に進んでおるのが心配されますが、現状はいかがでしょうか。また、査定の公平性・透明性はどのように確保されているのでしょうか。お答えください。

第2種共済の2014年度決算では、拠出金収入が4,384カ寺（合計36,123口の加入・1カ寺平均は約8.23口）で、全寺院・教会数8,747カ寺（2016年5月15日現在）の半分に止まっているようですが、拠出金収入の加入寺院増加のための方策をどのようにされているのか。お答えください。

さて、2015年度宗議会宗政調査会が終了し報告書が提出されたことではありますが、同朋社会専門委員会の報告についての総長の所感をお聞かせいただきたいのですが、総長でなくても結構です。また同朋社会専門委員会の報告だけで結構です。

また今年度の宗政調査会の総会において、「同朋法要式」作成の撤回が報告されました。長年を費やし検討議論されてきたということをお聞きするのですが、「同朋法要式」作成への当初の願いと、これまで企画検討されてきた経緯、今回作成を断念された理由をお答えください。さらに、このような「同朋法要式」作成への意味が無くなってしまったとお考えなのか、そうではないのか。今後の検討を考えておられるのか。総長のご見解をお答えください。

さて、現在、教区会議員選挙の選挙資格は「住職・教会主管者及びその代務者」に、被選挙資格は「選挙資格を有する住職及び教会主管者」にしか与えられていません。この状況は「宗憲」前文の「公議公論」の願いに背くものではないでしょうか。「公議公論」の顕現に一步でも近づくためにも選挙資格・被選挙資格を教師に付与されることが求められています。

ご承知の通り国政選挙では、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が参議院本会議で全会一致をもって可決成立しました。選挙権年齢の引き下げは1945年の終戦直後に「25歳以上」から現行の「20歳以上」となって以来70年ぶりで、新たに加わる18・19歳の有権者は約240万人で、全有権者数の約2%ということです。

ところで、宗門現勢の報告（2016年5月15日現在）から計算してみますと、現在、女性住職は全住職の1.9%であり、それに対して女性教師は全教師の15.3%になります。また住職でない教師は全国に1万名弱おられます。大谷派宗門が願う寺院活動の活性化のためにも、また男女共同参画社会実現への願いのためにも、教師に選挙資格・被選挙資格を付与することは当然のことであると考えますが、内局のお考えをお答えください。

さらには、開教区・準開教区の別院に所属する教師が選挙資格・被選挙資格を行使できない環境にあることも大変に大きな問題であります。このような状況を早急に改善すべき

であると考えますが、総長のご見解をお答えください。

最後に「見真」額についてお尋ねします。

総長は、「この世を闘争せしめているものは、理性によって向上をはかり、凡夫の大地に帰ることのない仏智疑惑に外なりません」と述べられ、さらに、「真宗大谷派なる教団は、「くゆるおもいをむねとして」この痛むべき現実から出発しなければならないと覚悟しております」と、その決意を表明されておられますので、その内実についてお尋ねします。

この度の宗祖御遠忌事業の御影堂御修復工事の中で、「見真」額を降ろしてお洗濯されたと聞きますが、間違いはないでしょうか。そうであるならば、降ろした額を改めて掲げた行為は当局の意思によることになりませんが、その根拠をお答えください。

大師堂ではなくなった御影堂に、降ろした「見真」額を、また掲げなければならない理由は何であるのか。百年前に戻すというような理由ではなく—それは不可能です、多くがより綺麗になっていますから—、浄土真宗の教えの何処にその根拠があり、内局は「見真」額を御影堂に掲げたのか。その理由を明確にお答えください。

以上で、質問を終わります。